

2026年版三重県民手帳製作出版販売業務に関する仕様書

1 業務名

2026年版三重県民手帳製作出版販売業務

2 業務の目的

三重県民及び県外の方（以下「三重県民等」という。）に、三重県に関する統計データの提供や三重県についての情報を提供することにより、統計の普及並びに三重県についての理解を一層深めていただくため、三重県民手帳を製作・出版し、販売する。

3 業務内容

三重県は、「2026年版三重県民手帳」に掲載する情報・データを提供するとともに監修を行い、事業者は、「2026年版三重県民手帳」の編集・印刷・製本及び販売を次により実施する。

なお、詳細については、事業計画書を基に、三重県と協議して決定すること。

(1) 原案の作成

三重県から提供される情報・データ（別紙「2026年版三重県民手帳県提供情報・データの例示一覧」参照）を参考に、別添「三重県民手帳標準仕様書」に基づき、「2026年版三重県民手帳」の原案を作成し、三重県の承認を得る。

なお、三重県が提供する情報・データ以外の必要な情報は、事業者において確保し、使用承認等必要な手続きを得ること。

また、三重県から提供される情報・データについては、三重県の承認を得て、改良を加えてもよいこととする。

(2) 原稿の点検・校正

三重県は、事業者が製作する「2026年版三重県民手帳」のうち、三重県から提供した情報・データに係る原稿の校正を担当し、それ以外の「2026年版三重県民手帳」の全般は、事業者において、原稿の点検・校正を行うこと。

なお、三重県・事業者双方による合同校正会議において、最終稿の確認を行う。

(3) 販売広告のための必要な業務

事業者は、広く三重県民等に周知するための業務一切を行う。三重県は広報宣伝に協力する。

(4) 三重県民手帳の出版・販売

販売開始予定日は、令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)までの間で事業者が提案するが、販売開始日は、三重県と協議のうえ決定する。

三重県民手帳を広く三重県民等に販売するため、書店等取扱店・所への委託販売契約等必要な手続きを行ったうえで、出版すること。

なお、三重県は、三重県職員へのあっせん以外原則として販売については関与しない（手帳あっせん分については、地域庁舎及び地域機関ごとにまとめて発送することとする。）ため、必要な事務手続きは事業者において行い、事業者の責任において販売すること。

また、三重県の行う広報宣伝等に使用するため、製作した三重県民手帳50部を出版日までに納入すること。

納入場所は、次のとおりとする。

【納入場所】

三重県政策企画部統計課

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954（三重県栄町庁舎2階）

電話：059-224-2044

4 発行部数

6, 0 0 0部以上とする。

5 製作・出版費用等

製作・出版（印刷・製本及び販売）に要する全ての費用は事業者の負担とし、販売売上金、広告掲載収入を経費に充当すること。なお、この業務に伴う損失について三重県は補償等一切行わない。

6 広告

広告の掲載については、8頁を基準とする。

広告については、事業者の提案によるものとし、三重県広告掲載要綱を準用し、三重県が選定する。

7 著作権

三重県が著作権を保有する著作物の著作権使用料は無料とする。

三重県以外が著作権を保有する著作物については、事業者において使用承認等必要な手続きをとること。

8 販売状況の報告

必要に応じて、三重県から発行部数及び販売状況について、報告を求めることがある。

9 個人情報保護の取扱い

契約による業務を行うための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

10 守秘義務

事業者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他にもらし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、出版業務終了後も同様とする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（1）事業者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関

係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

（２）三重県は、事業者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 他用途利用の禁止

事業者は、業務を行うにあたり、県から提供を受けた情報等を２０２６年版三重県民手帳製作出版販売業務以外に利用し、又は第三者に提供することはできない。

14 その他

この仕様書に定めのない事項については、事前に三重県と協議のうえ決定すること。